

■障害給付割合表(別表)

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第1級 (高度障害)	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	9.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 10.10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 11.1肢に第3級の14から16までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の14から16までまたは第4級の22から26までのいずれかの身体障害を生じたもの 12.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	13.1眼の視力を全く永久に失ったもの 14.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 16.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 17.10足指を失ったもの 18.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	19.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 20.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 21.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 22.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 24.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 25.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 26.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 27.10足指の用を全く永久に失ったもの 28.1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	29.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 31.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 32.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 33.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 34.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 35.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 36.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 37.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	38.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 40.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 41.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 42.1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 43.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 44.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

この制度のすべての給付は、他の傷害保険、各種社会保険の給付等に関係なく支払われます。次の場合には免責または解除となり保険金等をお支払いできませんのでお申込みの際に特にご注意ください。

A. 死亡保険金・高度障害保険金について ①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき ②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき ③加入者の故意により高度障害になったとき ④戦争その他の変乱によるとき ⑤保険契約者または加入者が故意または重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき	B. 災害保険金・障害給付金・入院給付金について ①保険契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき ②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし災害保険金についてのみ) ③加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるときまたは加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ④地震、噴火、津波、または戦争その他の変乱によるとき
---	--

(注)1.増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。
2.詐欺行為や保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は取消または無効となり、保険金などのお支払いはできません。

掛金についての税法上の特典

契約者	被保険者	受取人	掛金の税務
法人	役員・従業員	法人	損金(福利厚生費) (法基通9-3-5)
事業主	事業主	遺族	生命保険料控除 (所得税法第76条)(地方税法第34条、第314条の2)
事業主	従業員	遺族 (または事業主)	必要経費 (直審3-8)
事業主	専従者および従業員	遺族 (または事業主)	必要経費 (直審3-8)
事業主	専従者のみ	遺族 (または事業主)	生命保険料控除 (所得税法第76条)(地方税法第34条、第314条の2)

※専従者については、家族であるからとして保険料を増額したり、保険金受取人を事業主としたりなど特別扱いせず、一般使用人と同様な条件で加入した場合には必要経費にできます。

記載の税務についてのお取扱いは平成22年2月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

[お問合せ先]



各務原商工会議所

〒504-0912 各務原市那加桜町2-186
各務原市産業文化センター3階
TEL 058-382-7101(代)

[福祉団体定期保険引受保険会社]



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店]

アクサ生命保険株式会社 岐阜営業所中濃分室

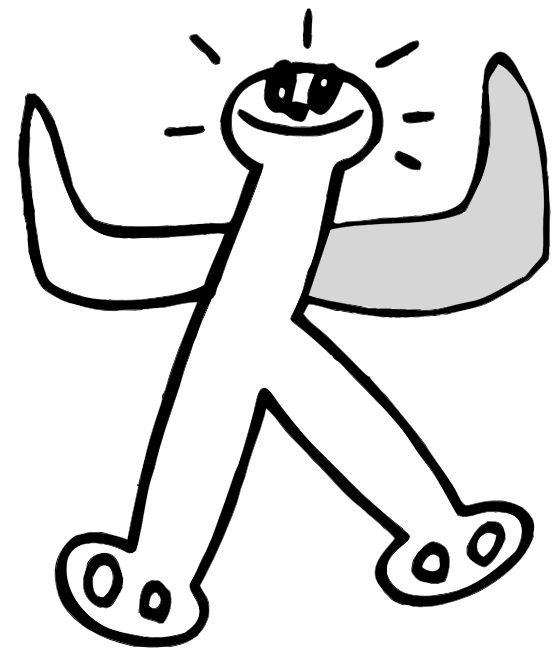
〒504-0912 各務原市那加桜町2-186
各務原市産業文化センター3階
TEL 058-389-2759

AXA-1003-1312/630

こすも共済

ご加入のおすすめ

(災害保障特約付福祉団体定期保険+見舞金・祝金・助成金制度)



こすも共済の特色

1. 従業員のために負担する掛金は、**全額損金扱い**。(法基通9-3-5、直審3-8)
2. 毎年収支計算を行ない、剰余金が生じたときは**契約者配当金**として、お支払いします。
3. 業務上・外を問わず、**24時間保障**。
4. **割安な掛金**で幅広い保障。
5. **通院・入院見舞金、結婚・出産祝金、介護支援助成金**をさしあげます。

【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
- ②当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に使用する場合があります。アクサ生命は、当商工会議所およびアクサ生命をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。
- ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



各務原商工会議所

1日、約27円で、安心保障！！

※左記掛金は、1口(月額800円)にご加入の際の年間支払掛金9,600円を365日で割った金額です。

〔企業繁栄〕に確かな手応え！！

制度内容のご案内

割安！！



割安な掛金で幅広い保障！

契約者配当金



毎年収支計算し剰余金があれば契約者配当金も！

診査なし



1年更新で
医師の診査なし

24時間保障



24時間保障で
土・日も安心

祝金制度



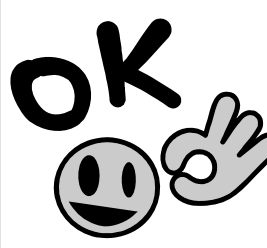
結婚・出産などうれしいときの祝金制度

不慮の事故による通院・病気による入院見舞金



会議所独自の見舞金・祝金・助成金でさらに充実

税制面での特典も…



従業員のために負担した掛金は必要経費に

従業員を雇ったら加入



従業員を雇ったら加入しとかないと

1 掛金が一律です

年齢や性別にかかわらず、掛金は一律です。

2 業務上・外を問わず24時間保障

病気死亡・災害死亡・交通事故死亡はもちろん、不慮の事故による入院や身体の障害についても保障します。さらに病気の入院や事故の通院では会議所からの見舞金制度があります。

3 契約者配当金で実質負担を軽減

1年ごとの収支計算により、剰余金が生じたときには契約者配当金としてお返ししますので、実質負担はさらに軽減されます。

4 独自の祝金・助成金制度つき

万一の場合の保障だけでなく、結婚・出産の祝金制度と同居されているご両親が介護状態になったときに対する介護支援助成金がついています。

制度の取扱

保険期間

保険期間は1年間(平成22年5月1日～平成23年4月30日)で、毎年自動的に更新します。

★ 加入資格・条件

- (1) 各務原商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で、加入日現在年齢が14歳6ヵ月を超え65歳6ヵ月までの方で加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、55歳6ヵ月を超えた方の加入は3口限度とし、60歳6ヵ月を超えた方は1口を限度とします。
- (2) 新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*に限り、注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みの上、加入(保険金額変更)申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。
 - ① 加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで手術を受けたこと、または継続して14日以上入院をしたことがあります。
 - ② 加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがあります。

別表

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

*申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは
加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。

- ・ 傷病により公休・休暇等で欠勤している方
 - ・ 健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限等)
- (3) この制度に加入する場合は、上記(1)・(2)に該当する方を全員加入させてください。

(4) 当所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。

◎死亡保険金・高度障害保険金が支払われた場合、ごすも共済からは脱退となりますので、その他の保険金・給付金および見舞金・祝金・助成金のお支払いはありません。

効力発生日(加入日)

加入手続きをしていただいた月の翌々月1日より効力が発生します。

掛金のお払込み

掛金は毎月払いとし前月の20日に預金口座自動振替により払い込んでいただきます。
初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。
ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

加入・脱退手続き

加入申込は所定の加入申込書により、口座振替申込書を添えて当商工会議所までお申込みください。

※加入者には加入者証を発行します。

加入者がこの制度から脱退される場合は毎月末日までに当商工会議所にご連絡ください。

★ 保険金等の受取人・請求

- 保険金・給付金の受取人は、加入申込書の「保険金・給付金受取人指定」欄の中から被保険者(加入者)の同意を得て選択していただいた方とします。
- 保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了解を得て請求手続きを行ってください。また、高度障害状態になられたとき、不慮の事故で障害を受けたとき、入院したときは、加入者の了解を得てご請求ください。

★ 保障の範囲と月額掛金

		口数/月額掛金				
		1口	2口	3口	4口	5口
		800円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円
給付事由						
死亡・高度障害保険金		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
不慮の事故による	災害死亡・高度障害保険金 (死亡・高度障害保険金+災害保険金)	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
	障害給付金 (別表 第2級～第6級)	70万円 ～10万円	140万円 ～20万円	210万円 ～30万円	280万円 ～40万円	350万円 ～50万円
	入院給付金 (5日以上120日限度)	1日につき 1,500円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円	1日につき 7,500円
各務原商工会議所独自の 見舞金・祝金・助成金制度	不慮の事故による 5日以上通院	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円
	病気による 5日以上入院	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円
	結婚祝金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
	出産祝金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
	介護支援助成金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

- (注) 1. 掛金は年齢に関係なく一律です。
2. 上記掛金には制度運営費が含まれています。
3. 上記の高度障害とはご加入日以後の傷害または疾病により障害給付割合表の第1級1～8項の状態に該当された場合をいいます。
4. 災害保険金、障害・入院給付金は保険期間中に発生した不慮の事故の日より180日以内に当該状態になったときに支払われます。ただし、入院給付金は日本国内における診療所または病院およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院されたときに限り支払われません。
5. 災害保険金のお支払いには所定の感染症による死亡の場合が含まれます。
6. 見舞金は年1回限り、祝金は1年以上の加入者に限り、また、介護支援助成金は1年以上の加入者で、加入後に同居の親が公的介護保険の要介護1以上の認定を受けたとき(1回限り)に限り、(これらの見舞金・祝金・助成金は制度運営費の一部によってまかなわれております。請求事由が発生した日から1年以内にご請求ください。)
7. この制度から脱退されても解約払戻金等はありません。
8. 契約者配当金は、毎年4月30日に収支計算を行ない剰余金が生じた場合には、4月30日において加入者のある事業所にお支払いします。

※ごすも共済の制度内容は、加入者の年齢構成等の変化、および社会情勢、経済情勢の変化により変更されることがあります。
※ごすも共済は各務原商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険(災害保障特約付)および当会議所独自の見舞金・祝金・助成金制度を会員の皆様にご利用いただくものです。
※ごすも共済はその運営を安全かつ円滑にするために内容の一部を変更することがあります。